

公益財団法人仙台市健康福祉事業団  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仙台市健康福祉事業団定款（以下「定款」という。）第15条及び第32条の規定に基づき、公益財団法人仙台市健康福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち事業団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員に対して支給する各年度の報酬総額は、15,000,000円を超えない範囲とし、各常勤役員の報酬年額は、7,000,000円の範囲内で理事長が理事会の承認を得て定める。

3 非常勤役員等（仙台市の職員を兼ねる者を除く。）には、報酬として、次に定める場合において、日額11,600円を支給する。

- (1) 非常勤役員等が会議等に出席したとき。
- (2) 監事が監査業務に従事したとき。

(定例報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬は、月額報酬と賞与に区分して支給する。

2 月額報酬は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び特別

調整額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、仙台市を退職した者（仙台市の他の外郭団体を退職して常勤役員となった者で仙台市職員であった者を含む。以下同じ。）で事業団の常勤役員となった者に支給する月額報酬は、給料及び通勤手当とし、賞与は支給しない。

4 月額報酬の額は、公益財団法人仙台市健康福祉事業団職員給与規程（以下「給与規程」という。）の例を勘案し理事長が理事会の承認を得て定める。

5 賞与は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者又はこれらの基準日前1月以内に退職（定款第31条第1号の規定により解任された者を除く。）した者に対して支給する。

6 賞与の額は、給与規程の例を勘案し理事長が理事会の承認を得て定める。

（定例報酬の支給方法及び支給日）

第5条 定例報酬の支給方法、支給日及び定例報酬から控除する金額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

（退職手当）

第6条 常勤役員（仙台市の職員を兼ねる者及び仙台市を退職した者を除く。）が退職又は死亡したときは、その者又は遺族に退職手当を支給する。ただし、定款第31条第1号の規定により解任された者には退職手当は支給しない。

2 退職手当の額は、退職又は死亡の日における給料月額に、その者の在職期間を乗じて得た額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間は、常勤役員となった日の属する月から退職又は死亡の日の属する月までの月数とする。重任の期間は通算する。

4 退職手当の支給方法、遺族の範囲及び順位は、給与規程の例による。

（費用の支給及び額）

第7条 役員等が事業団の用務のために旅行したときは、費用として公益財団法人仙台市健康福祉事業団旅費規程に定める旅費を支給する。

2 前項に定める費用のほか、役員等がその職務を遂行するために負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

（公表）

第8条 事業団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める役員及

び評議員の報酬等に関する支給基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。